

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和5年7月10日

京都市伏見区長 上田 純子

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
円城寺 六男	京都市伏見区深草大亀谷 西寺町57番地2 コーポ阪本Ⅱ 103号	実態調査に基づく職 権消除	令和5年6月3 0日

(伏見区役所深草支所区民部市民窓口課)